

金融所得課税について

金融所得課税に係る意見

- 地方税としての位置づけがあるので、国からの譲与税とすることに葛藤はあるが、譲与税においては、人口割なのか需要面を基礎とするのかという議論が生じることとなる。地方税として位置づけるのであれば、マイナンバーの取得が広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるので、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。
- 金融所得課税の一体化の促進は経済界としても要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- 金融所得課税は複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。
- 金融課税の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、税理士会としても問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要（全体像）

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5% (所得税15%)	5% (所得税15%)	5% (所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付(市町村に係る個人の道府県民税の額で按分)		
⑧税收	303億円(R元年度決算額)	1,670億円(R元年度決算額)	984億円(R元年度決算額)

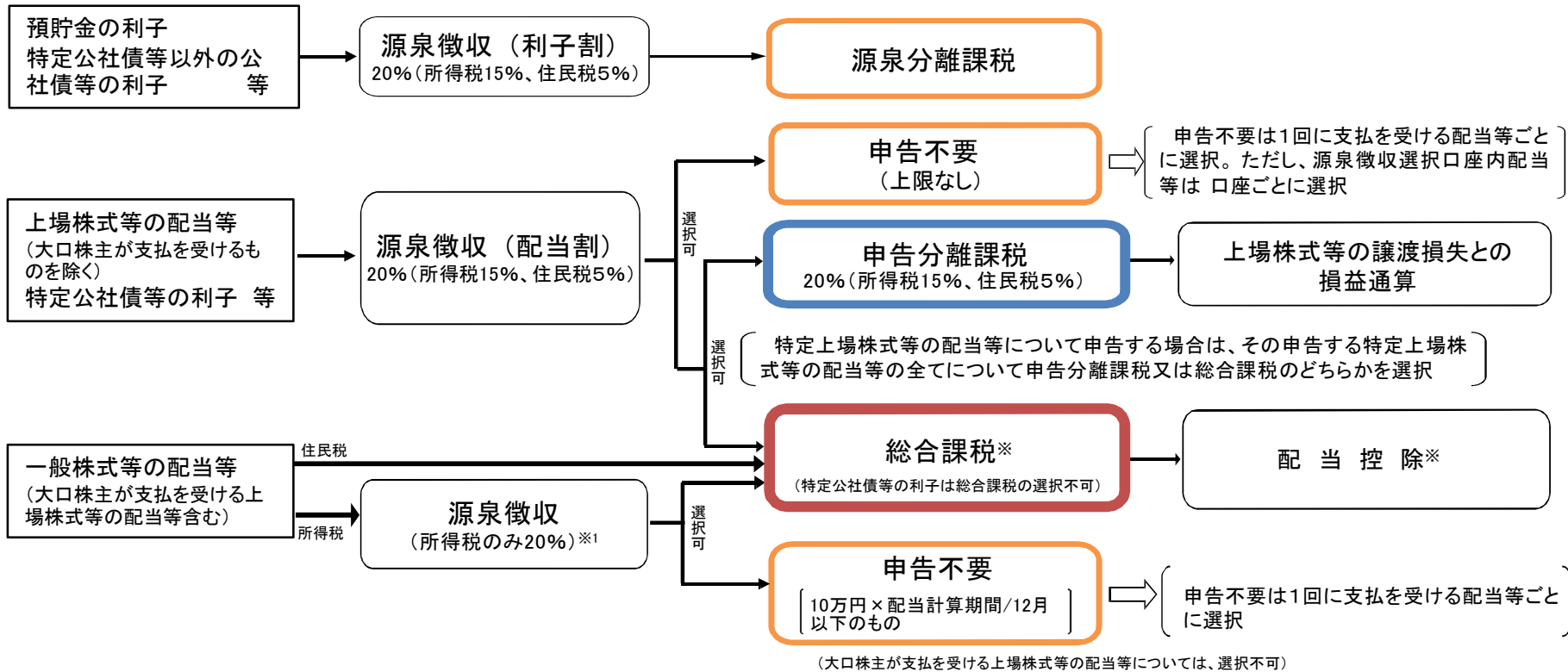
* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。

* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

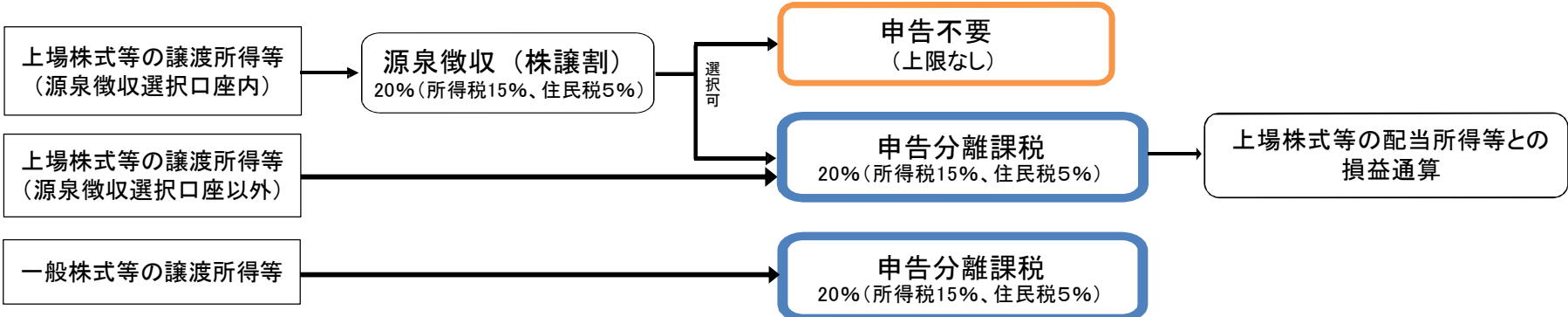
* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

課税方法(イメージ)

利
子
・
配
当



譲
渡
損
益



(注1)「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。

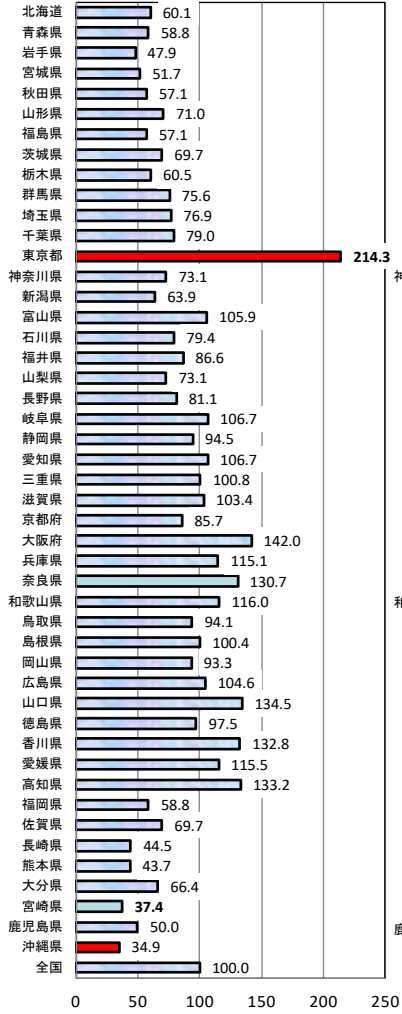
(注2) 特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。

(※) 上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

利子割

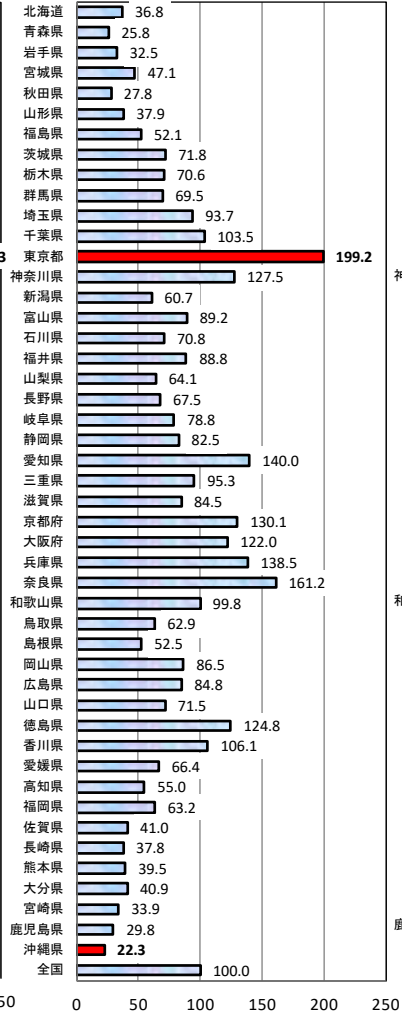
最大/最小:6.1倍



303億円

配当割

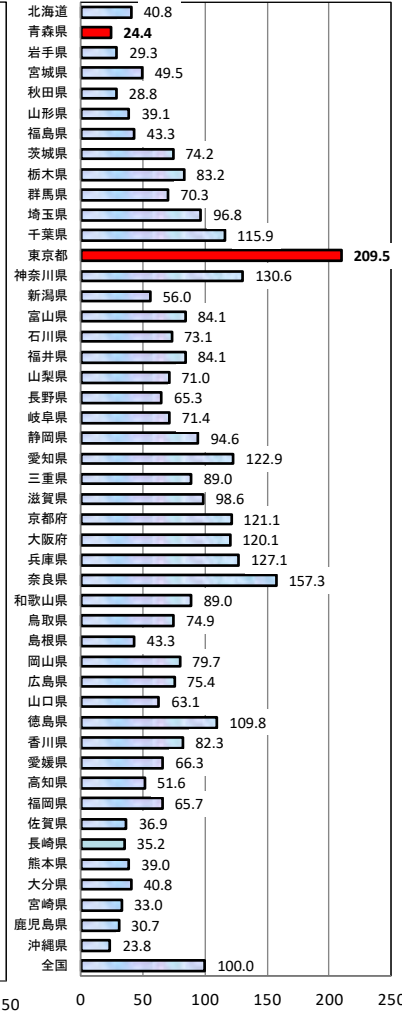
最大/最小:8.9倍



1,670億円

株式等譲渡所得割

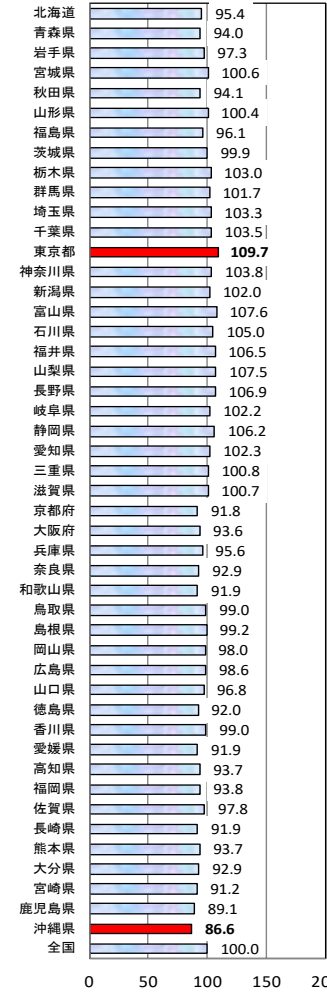
最大/最小:8.8倍



984億円

均等割

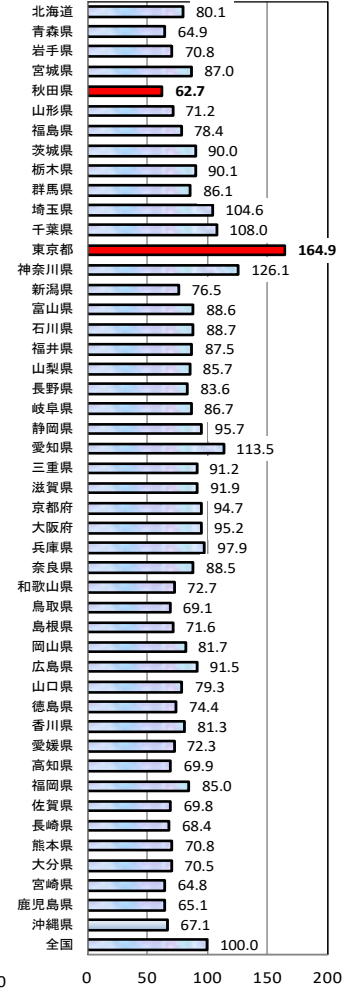
最大/最小:1.3倍



3,194億円

所得割

最大/最小:2.6倍



125,203億円

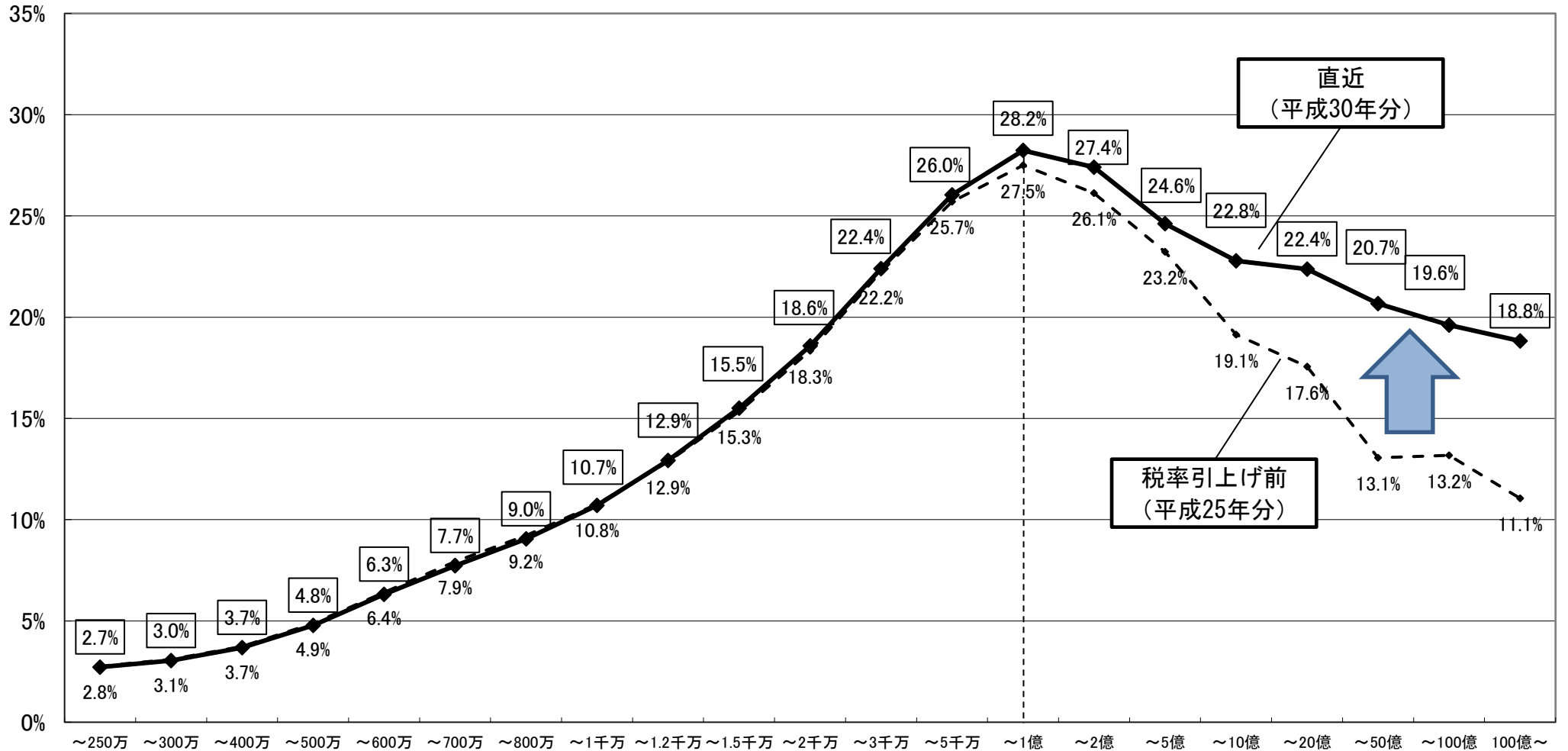
※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※ 令和元年度の決算額をもとに作成

申告納税者の所得税負担率

財務省作成資料

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額：円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

金融所得課税の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年(年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止) 	平成15年
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用 	平成16年
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設 	平成20年 (平成21年度)
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止 NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設 損益通算範囲の拡大(特定公社債等) 	平成26年 " 平成28年
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ジュニアNISAの創設 	平成28年
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> つみたてNISAの創設 	平成30年
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> NISAの見直し・延長 	令和6年

個人住民税における金融所得課税の税率設定の考え方

【昭和63年～】

○ 利子割の源泉分離課税を導入(利子割)【住民税5%、所得税15%】

※ 利子割の税率は、税源移譲前の住民税の最低税率にあわせて設定。最低税率にあわせたのは、従来個人住民税においては、多くの利子所得に対しては課税が行われていなかったに近い実態であったこと、一律分離課税であること等を総合的に考慮したもの。

【平成16年～】

○ 上場株式の配当・譲渡益について源泉分離課税を導入(配当割・株式等譲渡所得割)【住民税5%、所得税15%】

※ 金融商品間の課税の中立性の確保の観点から、利子課税の税率にあわせて設定。
ただし、5年間は軽減税率(住民税3%、所得税7%)とされた(その後、平成25年末まで延長)。

金融・証券税制の改正（全体像）

	H15.1	H16.1	H26.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税 (26%)	10% 住民税:3%の賦課決定 所得税:7%の源泉徴収 (申告不要)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)

※ H15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用
 ※ H15年1~3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

	H15.4	H16.1	H26.1	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:非課税、 所得税:10%)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)

※ 総合課税(配当控除適用)の選択可

	H16.1	H26.1	
公募株式投資 信託の収益分配金、 解約(償還)益	20%の源泉分離課税 (住民税:5%、所得税:15%)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)
公募株式 投資信託の 償還(解約)損	<償還(解約)損の通算不可>	償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	

※ H16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可